

# 第 38 回

## 大阪市都市景観委員会

### 議 事 録

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 日 時 | 平成 26 年 2 月 24 日 (月) |
|     | 午前 9 時 00 分          |
| 場 所 | 大阪市役所 7 階 第 6 委員会室   |

大阪市都市景観委員会（第38回）

1. 開催日時 平成26年2月24日（月）午前9時00分～11時15分

2. 開催場所 大阪市役所 7階 第6委員会室

3. 出席者

(1) 委員（敬称略）

委員長 澤 木 昌 典

委員 阿 部 昌 樹

岩 田 三 千 子

下 村 泰 彦

高 崎 邦 子

中 嶋 節 子

橋 寺 知 子

福 田 知 弘

(2) 市 側

河 合 建設局管理部路政課長

事務局（都市計画局）

角 田 開発調整部長

山 田 開発調整部都市景観担当課長

大 倉 開発調整部都市景観担当課長代理

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について

3 閉 会

〔配付資料〕

- ・資料1 デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討について
- ・参考資料1 美観誘導制度対象街路のまちなみの現況
- ・参考資料2-1 土地利用現況図

- ・参考資料 2－2 美観誘導制度対象街路沿道の用途別延床面積
- ・参考資料 3 美観誘導制度対象街路の沿道建物の現況
- ・参考資料 4 まちなみの現況分析結果
- ・参考資料 5 モデル地区のエリアイメージ
- ・参考資料 6 前回委員会の各委員からの主なご意見（暫定版）

## 5. 議事の概要

### ○大倉都市景観担当課長代理

それでは、定刻がまいりましたので、ただいまより第38回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市都市計画局開発調整部都市景観担当課長代理の大倉でございます、よろしく申し上げます。最初に、報道機関の方に申し上げます。議事開始前までに限り会場内の写真撮影、録画、録音を認めます。議論中は写真撮影、録音、録画はできませんので撮影等をされる場合はただいまの間をお願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないよう御協力のほうをお願いいたします。

また傍聴の方も合わせまして、携帯電話につきましては、電源を切るかマナーモードに設定し、議論の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中8名の御出席をいただいております。

### ○事務局

#### 資料確認

### ○大倉都市景観担当課長代理

それでは、これから議事進行につきましては澤木委員長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

### ○澤木委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、本日の議事に入るんですけども、その前に議事録指名人を指名させていただきたいと思います。市景観委員会運営要綱3の3に基づきまして、本日の議事録署名人としては、阿部委員と中嶋委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題ですけれども、議事次第に従いまして、デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討についてということで、前回のこの委員会に引き続きまして、デジタルサイネージを含む広告物の取り扱いについて、御議論いただきたいと思ひます。

本日は、いろいろ、前回よりも少し導入をするという想定の場合の、少し細かいあり方の案も御提示いただくというようなことになっていますので、その辺も含めて御意見をいただきたいと思ひます。一応これまでの議論、それから今回の議論を踏まえて、次回、3月の終わりか4月になるのかもしれませんが、開催するこの委員会で、一定の方向性を取りまとめていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、事務局より資料の説明をお願ひいたします。

○事務局

（資料1の説明）

○澤木委員長

ありがとうございました。ただいまの御説明に基づきまして、意見交換をしていきたいと思ひますが、今事務局のほうから、一応論点として3点ぐらい挙げていただきましたけれども、資料に従って三つぐらいのパートに分けて意見をいただいいていこうかなと思ひます。

最初が資料の1ページといろいろ説明いただいた参考資料関係で、事務局の言われた論点でいうとまちなみの現状、それから将来イメージ。この辺のあたりの御意見。それから資料の2ページから3ページ、4ページがデジタルサイネージについて、いろいろ分析をいただいたりしているところで、ここで事務局のほうは特にデジタルサイネージのメリットについての考え方、これについての御意見いただきたいということで、それを二つ目のパートとして議論いただければと思ひます。最後が5ページ、6ページになりますけど、実際に緩和していくとした場合の制度設計、モデル地区、それから協議のときの基準みたいなところですね。これは論点の3点目でおっしゃられましたけど、このあたりというふうに少し議論を分けていきたいなと思ひます。

最初に資料の1ページ目、それから中身としては参考資料の4になりますので、資料1でいうと5ページ目の中段ぐらいも少し関係するんですけど、まちなみの現状に対する分析と、それに基づく将来イメージ、この辺、共有できるものかどうかというあたり、御質問から結構でございますけれど、御質問、御意見いただけたらと思ひます。いかが

でしょうか。

福田委員、お願いします。

○福田委員

確認なんですけれど、参考資料4をつくる上でのベースとなる参考資料3なんですけど、各通りの地図は、沿道以外のエリアも階数で若干色分けされていると思うんですけども、この右側のそのまとめた棒グラフのほうは沿道だけを抽出しているというふうに見てよろしいんですか。

○事務局

基本は沿道のところですよ。一応、この沿道を中心に、沿道から5mとって、その5mに入っている敷地全体を拾っています。

○福田委員

わかりました。

○澤木委員長

ついでに同じところですけども、この参考資料3の棒グラフと帯グラフの、沿道建物のという分析のところの単位は、建物の棟数でいいんですね。面積とか間口ではなくて。

○事務局

棟数です。

○澤木委員長

そうしたら、棟数でカウントをされたり、割合を出してるということですよ。

○事務局

棟数でやって、それを割合に落としたのが、この何パーセントと書いている棒グラフですよ。

○澤木委員長

床面積のほうは、街区単位で出されたということですよ。その前の参考資料2-2。

○事務局

そうですね、土地利用のほうは、街区単位になってます。

○澤木委員長

街区単位で、だからいろんな用途が一つの街区の中にまざってますけども、それを代表するものとして、ある街区は商業、ある街区は業務というふうに位置づけたものでパーセントを出してるということでしょうか。

○事務局

対象は面してるところの一街区で、用途的には建物単位の主用途です。街区の中にある個々の建物について主用途は何かというのを、商業とか事務所とか街区の単位で出てきますので、それを街区単位に、この沿道のところについて拾い上げていって延べ床を集約しています。

○澤木委員長

それを延べ床に直されるときは、例えば9階建てのビルがあって、1階は商業で2階から上が業務の場合、例えば業務としますよね。そうすると1階の部分も業務とカウントした面積でこの帯グラフができてるということでいいんですか。

土地利用とおっしゃいますけど、土地利用、建築面積じゃなくて延べ床面積とタイトルにあるので、床でやってるんですよ。

○事務局

床でやってます。

○澤木委員長

ちょっと細かくて済みません。大体の傾向は出てると思うんですけど。いいですか、何か答えられますか。

○事務局

今の用途につきましては、延べ床面積の主な用途なので、主な用途を拾った上で、建物全体の床面積としてカウントしてるので、1階が店舗だけであったとしても、上層階が全部事務所であれば用途は事務所になります。

○澤木委員長

少ない用途は、丸められてるということですね、ほかの主用途のほうに。

あと、もう一点、資料1の関係でお伺いしたいのは、一番最初のところで説明があった御堂筋の地区計画が運用されている部分ですけれども、こちらのほうの地区計画及びガイドラインの中では、まだこのデジタルサイネージについては検討されていないという前提でよろしいですか。

○事務局

基本的にはガイドラインの中に明記してるんですけども、点滅または動くものについては、原則は設置はだめという形にさせてもらってます。ですので、今のガイドラインなり地区計画の誘導の中でいくと、この区間については、もうサイネージについては認めて

いかないという形に今させてもらっています。

○澤木委員長

認めていかない場所ということですね。はい、ありがとうございます。

そのほか、資料1の1ページあたりを中心に、現状の見方としてこのあたりがまちなみとして多様性、ちょっと抽象的なまとめ方ですけれども。多様性というと、言葉はちょっときれいなんですけれども、逆に言うと統一感がなくてばらばらだという言い方かもしれませんが、そういう場所と、比較的まとまっている多様性の少ない場所といったような色分けをしていただいている、一定現状はつかんでいただいているのかなという印象は、私自身はありますけれど。

それぞれの個々の将来像というか、将来イメージという言葉もありましたけれども、そのあたりは、一応この美観誘導でこれまでやってきてる中でも目標は掲げてるんですが、前回の下村委員の御指摘にあったと思いますけど、それぞれの通り、あるいは通りの中でのゾーンごとに目標をしっかりと、まちなみ像みたいなものをつくっていくべきではないかという御意見があって、その辺は資料の最後のページの、6ページの右側にあった美観誘導制度全体のあり方について考えていくときに、多分ベーシックな議論として行われていくのかなという感覚は持っていますけど、今のところは、その現状のまちなみのイメージを共有しながら、そこにこういうデジタルサイネージが出現していいのか、出現する場合にはどうしたらいいのかといったような、検討のベースとしてのまちなみの現状、将来イメージの共有ということだと思います。

1ページ目、よろしいでしょうかね。ちょっと時間の関係もあるので、またあれば戻っていただいて。

資料1の2ページ、3ページ、4ページが、デジタルサイネージをめぐるところにいろいろ資料をつくっていただいて、市場の動向、それから3ページ目に一応こういった三つのタイプですね、街頭ビジョンと言われるものと、交通広告・インフォメーションビジョン、それから店頭・インスタビジョンという三つに分けられるといったようなこと。それからそこにちょっと議論で御意見いただきたいというメリット。これ、前回余り明示されていなかったのも少し、こういったものがあるから誘導していく、あるいは緩和していく、その根拠になる部分で非常に重要な部分だと思うので、検討をいただきたいということで、お願いしたところですが、3行ほどですけれども、真ん中に入ってきています。

3 ページの下には前回も出てきた、いろいろ懸念される影響といったものを整理していただいています。

4 ページはヒアリングということで、実際にそういったサイネージの器具をつくっている会社、あるいは広告代理店、それから設置者側としてビルのオーナー、関係者というところにヒアリングをいただいたというようなことになっていきますけれども。

この3 ページぐらいの中で、いろいろ御質問、御意見があればお伺いしたいと思います。特にメリットという点について、コメントいただければと思いますけれども。当然、デメリットも含めてでも結構でございます。いかがでしょうか。

福田委員、どうぞ。

○福田委員

ちょっと後にもつながる話かもしれないので、中層部、高層部、低層部と、この三つに分けられてますけども、大体どれぐらいの高さなのか階数なのかがちょっとわかりませんが、イメージを教えてください。

もう一つは災害時の情報が提供されるというメリット、これは大阪ではまだないかもしれませんが、これまでお調べの中で実際、今現状のビジョンとかデジタルサイネージが、こういう災害時の情報提供がなされている事例があれば教えていただければと思います。

○澤木委員長

事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局

2 点いただいてまして、災害時の情報提供の話から少し御説明しますと、少しいろいろ調べてる中では、東北の震災があったときですけれども、そのときに渋谷で出てるビジョンは特に画面に何も映らなかったというふうに聞いています。ただ丸の内のほうですけど、いろいろ丸の内のビルの中とかに同じようにサイネージのビジョンが置かれてるんですけども、災害があった後、NHKのニュースの災害情報に、テレビの画面を全部切りかえたという話を聞いてます。渋谷については、今申し上げましたように地震のときに上につけてるビジョンはとまったんですけども、ただ、帰宅困難とかそういう問題があって、特にうまく使えば効果的な情報発信になるということで、あの震災以降、渋谷区とビルオーナーさんが協定を結ばれて、そういう災時の場合には渋谷区から提供される情報を、あの画面で流すような仕組みを組み込まれてるという形に聞いてます。ちょっと今調べた範



困では、そういう形の取り組みが東京のほうではされてるという形で聞いております。

○事務局

低層、中層、高層の区分けですけれども、場所によってもいろいろ出てくるかと思うんですけれども、低層部は一定、1階もしくは2階の少し下部ぐらいまでが低層部かなと。3階以上、大体30メートルぐらいを目安とすれば、8階なり9階ぐらいかなというふうに思うんですけれども。恐らく街頭ビジョンをつける場所とか、視点場によってもどの位置にというのがおのずと決まってくると思うんですけれど。恐らく、それぐらいの範囲ではないかなというふうには、今のところは考えております。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。

○福田委員

はい。

○澤木委員長

その災害時の情報を提供する場合、これ全て電気で稼働してますので、無停電装置とかがないと、実際に停電してしまった場合には効果は発揮しませんけど、そんなことも渋谷区とかではやってるんですかね。そこまではまだ、情報お持ちでないですか。

○事務局

まだちょっとそこまでは聞いてないんですけれども。

○澤木委員長

事業者側のほうで、災害モードに切りかえるというような、何かマニュアルでやるというような対応なんですか。緊急地震速報とかが出たら、一斉にこのビルボードが変わるとか、そんな仕組みまで入っているんですかね。

○事務局

東北の震災のときは、渋谷のビルボードは全然使えなかったらしいんです。それを教訓にして、ちゃんとそのときでも発信できるような、電気の使い方を含めて、少し検討をされてるというふうには聞いてます。

さっき申しました、丸の内のほうは、テレビのニュース画面ですけれども、そこは適切に発信できたと聞いています。渋谷のそこはその具体的にじゃあどんな形で、どういうふうにその電氣的なものも含めて、今、仕組みを構築されているかについて、そこまで今把握できていません。次回までに、少しその辺も含めて、ヒアリングしておきたいというふ

うに思っています。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

岩田委員、どうぞ。

○岩田委員

コメントという形になるのかもわからないんですけど、以前よりもすごく整理していただいたので、私自身、デジタルサイネージの分類自体が、頭の中でかなり混乱してたんですけども、それがすごくわかりやすくなったなというふうに思いました。

その整理の中で、ちょっと次の段階として、もう少しわかりやすく整理していくと、あのまとめが楽なんじゃないかなと思ったのは、このマトリックスの中で、中高層とか、低層とかという話とか、いろんなデジタルサイネージの種類とかありますから、そういうものをマトリックスを考えながら、さらに地区とか沿道とか、それから人の集客、集まりぐあいとか、にぎわいぐあいとか、そういうことを絡めて、今この例えば3ページのAタイプ、Bタイプ、Cタイプというんですかね、ビルボードとか、広告・インフォメーションとか、それから店頭・インスタビジョンとか、そういうものをちよつとこう、このタイプならいいんじゃないのと。このタイプなら悪いんじゃないのというようなことを整理していくと、もう少し最終的な結論に早く到達するんじゃないかなという気がしたので、もう一步、ちよつとそういう整理をしていただけると、私自身すごくわかりやすくなるんですね。ちよつとそれが、最後の提案につながりやすくなるんじゃないかなというイメージで申しました。

○澤木委員長

はい、ありがとうございます。一定の何か、そのマトリックスをしたイメージで、この地区はモデル地区でいけるというところを選んではいるように、私は拝察はしてるんですけど、資料として出てないので。例えば、低層、中層、高層でいうことでは、高層部はもう認めないほうがいいというトーンで、検討をしてませんよね。中層部はこのAタイプの街頭ビジョンぐらいで、低層部になると、BとC。低層、中層、高層という意味では、ある程度、こう何か的を絞ってはるのかなと思うんですけども。

○事務局

そうですね。大きく言うと、Aのタイプは先生が今おっしゃっていただいたように、中層部になると思います。ただ、このAタイプも、ものによってはちよつと低層部に近いや

つもあるかもしれないんですけど、大きくはこれは中層部。で、BないしCは低層部というイメージです。

ちょっとマトリックスにはできてないんですけど、このAタイプなんかは、やっぱりこう上に上がってくるので、地域としてある程度ルール化もできて、ある程度中景でこう認識できるような場所性もあると思うので、それでいくといわゆる沿道型ではなくて、ターミナル周辺と今回呼んでるところが、このAタイプが出てくる可能性があるのかなというふうに思ってます。

○岩田委員

私、以前の意見で、沿道型のビルボードというのが結構デジタルサイネージの問題点として美観を損なう問題点としてのイメージが強かったので、それはもう、じゃあ、そういうのは嫌ですよというような意見を前回言ったんですけど。それはもう、じゃあ全面的に大阪市内からは認めない方向でいこうと、そういう考え方だというふうに受け取ってもいいですか。

○事務局

この中層のビルボードビジョンについては、資料的には6ページに書いてるんですけども、原則は低層部。1層ないしは2層のところ。ここは基本的には店頭ビジョン・インストアビジョン、Cというタイプですけど、ここがまず基本になるのかなと思います。あるいは交通広告的なもの、インフォメーションビジョン的なものになるかと思うんですけど、原則は低層部である程度大きさを決めて、かつまちなみを誘導するような協議基準でやっていくというのが原則論です。

ただし、そのAタイプのビルボード型、中層部につくやつですね、これについては今回、その前の5ページのところで、主要ターミナル駅周辺エリアと、まちなみに多様性のある商業エリアと、こう二つ分類してるんですけど、ターミナル駅周辺というのが大阪駅と難波駅のところ。まちなみに多様性のある商業エリアというのは、これは御堂筋のいわゆる沿道型のところです。

上、中層部に設置が見込まれるいわゆるビルボード型については、ビルボードでないやつもあればなんですけど、中層部につくやつは、基本的にはもう主要ターミナル駅周辺だけにしてるので、逆に言うと沿道型のところは上につけるのはだめだという形の案を、今回は提示させてもらってます。

○岩田委員

認めないと。はい、わかりました。

○事務局

美化誘導路線だけの話です。

○岩田委員

そういうのもよくわかって、大阪駅周辺だとかなんば駅周辺については、そういうエリアだということは、前にそんな話ししてましたからよくわかりました。そういうのを整理した形で、この整理した形でというのは、何かこうマトリックスの形で、何とか筋のこの部分はこうだと、何とか筋のところは、これとこれとこれはいけるとか、そういうふうに最終的にちょっと見せていただけるとわかりやすいかなと。

○澤木委員長

それはつくれると思いますので。

どうぞ、中嶋委員、お願いします。

○中嶋委員

皆さんの意見に関係することなんですけど、3ページのメリットっていうところですね。今やはり街頭ビジョンと、交通広告・インフォメーションビジョンですね、そして店頭インスタビジョンのメリットが、余りにもちょっとこうばくっと書かれていて、それぞれが果たす役割がきちんと整理されていないので、何かこう、どこにどのものを許可したらいいのかというのが、ちょっと説明しにくくなっているんで、例えば、その街頭ビジョンを設置してもいいであろうと考えられる場所は、いわゆる都市のノードとかランドマークみたいな、だから積極的にランドマークをつくっていくとか、都市のアイデンティティみたいなものをつくるなら、やっぱり街頭ビジョンがあってもいいよねとか。あと、例えば交通インフォメーションとかですと、もっとインタラクティブな、ヒューマンなスケールで必要なものであり、双方向のメリットがあるとかですね。何かもう少し、細かくメリットを整理して、そのメリットがどういう場所にふさわしいのかということを書いていく、駅前だと街頭ビジョンだし、そのパスになるような沿道だと、インフォメーションがどういう間隔で入っていったらいいとか、にぎわいつくるんだったら、インドアビジョンが続いてもいいんじゃないかっていう。何か、先ほどメリットをとということをおっしゃっていただんですけども、今私が簡単に言った、そのランドマークとか、戦略的な都市のアイデンティティづくりみたいな、場所のアイデンティティではビルボードだし、もっとこう人が利用できる、回遊できる、こう交流できるようなところだと、交通インフォメーション

ンがすごく有効だしということ、もうちょっとこう厚く、厚くして行って、その上で、どこにどういうものを許可すべきかということを書いていただくと、説得力があるのかなという、そういう印象を受けました。以上です。

○澤木委員長

ありがとうございます。

どうぞ、阿部委員。

○阿部委員

今の話ですけれども、誘導とかいったときに基本的にできることというのは、つけてもいいよという話だけですね。もっと積極的に誘導するとなると、まさにその最終形を考えた上でつけてくださいみたいな誘導というのもあり得ると思うんですね。

○中嶋委員

それはあっていいと思います。まだそこまで踏み込めるのかって、なかなか難しいことで、なかなかビルボードが大阪でペイするかって、非常に大きなニーズの問題ですね。今回、ニーズは一切考えずに許可していいかだけの話なので、なかなか難しいんですけども、やはり景観のこう最終形みたいなものをイメージした上で段階を踏んでいくのかなとは思っていますけれども。

○阿部委員

だからそうすると、もしかするとつけてくださいじゃなくて、つけてもいいよだと、市として景観的な観点からイメージする最終形までなかなかいかなくて、その中途段階では、非常に何か不整形な形の景観ができてしまうという可能性も考えなきゃいかんということになると思いますけれども。

○中嶋委員

そこで必要なのが、やはりまちづくりをやってらっしゃる方たちの間の協議の中でということをおっしゃってるので、そこをセットにして、やはりみんなですべてつけていこうという話をしたり、つけるんだったらどういものをつけていこうということのかなと。そこで担保していくしかないのかなと。こうつけようということもできませんし、つけてもいいですよとしか、市としては言えないかと思うんですけれども。

もっと戦略的にいくなら、必ず、タイムズスクエアみたいに、全部つけなきゃいけないというルールづくりも、究極的にはありかなとは思いますがね。

○澤木委員長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

○高崎委員

今メリットというお話が出てましたので、そのサイネージ自体はやっぱり訪れる人々に対してどういったメッセージを発信していくのかということ、それによって、まちの雰囲気というのも変わっていくでしょうし、これから海外からお客様が来られる方もふえていくという中では、そういう方に対する利便性というようなことも含めて考えられるんじゃないかなというふうには思っています。ただ、そういうふうに便利なものである反面、やっぱり両刃の刃の部分があって、そこで何がソフトとして出てくるのかということ、印象もがらっと変わってしまうというところがあって、正しく、今はニーズの部分は、一応外に置いて、今議論をしてるところだとは思いますが、やっぱりそこをどういうふう考えていくのかということも、ちょっと観点をおいとかなないと、何か怖いかなという気がします。誘導か規制かというところで、委員会組織みたいなをつくってというところで、低層部に関しては一旦、ルールだけ決めたら、まあいいか、というところがすごくやっぱり気になってまして、いろんなこの1ページ、2ページ目の最初のところで、これから何がふえていくのかと。2ページ目のところですね。デジタルサイネージ広告、特にインスタメディアが21.2倍になるというようなデータも出てると、結局そこがこれからどんどん増えていくとなったときに、企業が中でこう自分とこのイメージ宣伝するというのを考えれば、そんな変なものはないかなとは思いますが、逆にそこをこう素通りさせてしまっているのかなというのが、ちょっと若干、気になった観点ではありました。それともう一つは、やっぱりその防災の部分で、そこはこれから非常に重要な部分でありますし、先ほど言いました、言葉がわからない海外からのお客様が来られたときの情報発信になるよというのは、非常に大きなメリットだと思いますので、実際にやっているところもあると思いますので調べて、先ほど先生がおっしゃったように、どなたか事業者がこうぱっとスイッチかえたら変わるとかということも含めて、そこは明記していく部分じゃないかなとは思っています。

○澤木委員長

阿部委員の御意見とか、今の高崎委員の御意見も、緩和していく場合の、実際どうするんだというところにも、かなり関わってきてるので、合わせて御意見いただいきながら、メリットのところが出てくれば、そこをちょっとまた抽出していきたいと思いますが、でも。だんだん、その3番のほうに移っていきたく思いますけども。今の最初の御質

問の件は、事務局の説明では低層部については一定の基準をつかった上で、後は個別協議をしていくといったような流れを、想定をされてましたね。だから、ほうりっ放しではなくて、事業者が大阪市に一度来るといことですかね、設置される場合には。

○事務局

そうです。設置する場合は、いずれにしても行政とは協議していただくようなルールなんです。その協議する際にも、いろいろこう条件をつけるんですけども、その条件の中で近隣地域の関与みたいな条件を求めるのか求めないのかが、ちょっと違いを今回つけさせていただいているんです。

中層部につけるときは、やっぱり周辺のまちなみに対して影響が大きいので、ちゃんとその地域としても、ある程度ルールをつくってもらった上で行政側と協議して、行政側とはこの個別協議の協議基準って、ちょっとイメージで書かせてもらってますけど、大きさとか表示方法とかコンテンツを、行政側か地域で、ちゃんと地域としてもルールがされて、その上でこれに基づいて行政側と協議するという仕組みを考えているんです。

低層部の場合は、今回の提案でいくと、ある程度大きさを3㎡とか5㎡とか決めて、かつその行政側のこういう基準を行政側と協議する、あるいは第三者の先生方の意見も踏まえながら協議するという形でやれば、まちなみに対しての影響を考えたときに、低層部の場合は、大きさなり、こういう協議基準を設ければ、ある程度コントロールできるのではないかなということの前提に立って、少し、どこに設置するかによって、求めるものを少し変えて提案させていただいたのが、今回の案です。

○高崎委員

だからそれもモデル地区で、そういう形をやっていって、当然、それで何か不都合が出てくれば、それも変えていくという柔軟性をもった上での協議会にする。

○事務局

そうですね。そこはある程度これをやっていく中で、結果のストックとか出ていきますし、そこでもう少し、こういうところをやればいいということであれば、それは改善をしていったらいいと思いますし、そこは少しある程度の期間を、こうP D C Aを回すための期間を少し設けられたらなという形で今回は整理してます。

○澤木委員長

よろしいでしょうか。

○高崎委員

はい。

○澤木委員長

そのほか、いかがでしょう。阿部委員。

○阿部委員

すみません。実際どうやってくかと、前提となる話としてですけれども。先ほど誘導路線だけということで、もう既にその2号線には出ちゃってるわけですよね。これはもう誘導路線じゃないから、まあということになるんでしょうけれども、そのほかのところ、中高層は多分ないんでしょうけれども、低層に関しては既存不適格的なものになってしまうようなものというのはいないんですか。

○澤木委員長

今、おっしゃったのは、誘導路線上でということですか。

○阿部委員

誘導路線上です。

○事務局

一つ、ぎりぎりのところでやっているのが、今回、こう街路に面したところが基本なんですよね。全部どうかというのは、我々も全部把握しきれてないので、イメージがどうかというのがあるんですけど。この事例とかでも示させてもらったんですけど、基本は街路に面したところなんですけど、横側を使ったものは、幾つか出ています。

○澤木委員長

3ページの右上のインスタビジョンの4枚のうちの左下が、ちょうど入り口のところで横向きに出ています。

○事務局

基本的に街路に面したものに対して、我々、誘導してきてるんで、逆にぎりぎりのところでやってるのがこういうものなんですね。あるいは、街路からある程度の距離を離れたら、つけてもいいということで、特例的に認めた事例は、南側にはあるんです。とある商業施設のビルなんですけど、基本的に面してる場所はだめとはしてるんですけども、ある程度こう道路側、御堂筋の道路幅員ぐらい離れば、少しそれは特例的にという形のものはあるんですけど。ざっと見た感じは、目につくやつはこんな感じのどこなんですけど。

○澤木委員長

前回、御紹介いただいたと思いますけど、2号線沿いと御堂筋ですかね。壁面の側面に、



割りと高いところに、大きなビジョンというか、つけられてるものがございますよね。2号線の福島に近い、なにわ筋に近いほう。

○阿部委員

あれはもう誘導路線じゃないところですよ。

○事務局

あそこは、禁止していません。

○澤木委員長

少しその通り面だけでない部分が、やっぱりこの素材が気になるので、基準をつくっていくときには、一定考える必要があるかなと思ってますけども。

どうぞ、岩田委員。

○岩田委員

今のお話でいうと、例えばさっき5m入ったところで、何か線を引いて、施設のチェックしました、多機能チェックしましたって、ありますけど、何かそういうラインを、やっぱり決めたほうがいいのかないかなという気がします。ついてるときの話ばかりにどうしてもなりがちなんですけども、消し方について考えたほうがいいのかないかなと思うんですが。例えば、何時になったらみんな消しましょうとか、残すとしたらこの程度を夜中じゅう残しましょうとか、何かそういう消し方についても考えておくべきではないかなと思うんです。まちの美観という観点から、そういうことも必要だと思います。

○澤木委員長

ありがとうございます。

じゃあ、下村委員、お願いします。

○下村委員

3ページにちょっと戻ってしまうんですけど、このA、B、Cの中の、恐らくBというのは、今韓国、ソウル以外のところでは、どちらかというと室内なので景観誘導として基準に上がってくるかという、公的空間、もしくは公益的空間からどう見えるかというところが一つ、判断基準に入るんですよ。ですから室内型の公益施設でいうと、駅構内でずっとルート上に出てくる、こういうようなサイネージ、これ規制するかどうかというのはなかなか難しいと思うんですね。ですから歩道空間、もしくは道路空間、あとは公共空間からの見えみたいなので、景観という視点から、一つはこう対象物がこうある程度限定されていくのではないかなというふうに思います。

もう一点、ちょっともう最後のほうの6ページに入ってしまったてよろしいですかね。

○澤木委員長

5ページ、6ページも、皆さんいただいておりますので。

○下村委員

一つは、建物用途別土地利用現況図をベースに、沿道のそういうような土地利用と、あと間口長と建物高さ、この3点で今回の数値情報のデータ化されてきて、これ非常に有用な資料だというふうに拝見しております。あと、事務局からありましたように、ちょっとお作りいただいた5ページのこの、やっぱりどんなまちなみにしていくかというふうな、ある一定のゾーンの中の共有化という話を事務局にさせていただいているように、これによって、どういうふうにサイネージの中身やコンテンツや、そういうことを考えていく必要があるかというふうに思います。

一つは、どちらかという情報提供プラスにぎわい性の演出みたいな話がキーになってくるかというふうに思うんですね。ここの今日いただいた報告書のタイトルも、デザイン性の高い広告物によるまちなみの魅力向上に向けた検討をしてるわけで、そのために規制誘導があつてしかるべきなんですけど、やっぱりもっと向上させるための指導、誘導、先ほど阿部委員のほうからも少しありましたが、やっぱり作ってくださいとまではいかないまでも、こういうイメージのまちなみを作っていくんだということは、やはり事業者さんにもちゃんとわかっていただいて、これだめ、あれだめだけではなくてですね、もっとこういうふうにしていきたいという意向を、やっぱりこの基準の中へ窓口でちゃんと指導できるかどうかというところが一つ、この魅力向上というのが大事になってこようかというふうに思います。

ちょっと長くなりますが、それに関連して、6ページの指導のこの表の一番左の、デジタルサイネージって書いてある枠の中の項目に、先ほどから低層部の話も出ておりましたけど、やっぱり基準値決めるときに、間口が11メートルあつて、いっぱいいっぱい、その何ですかね、間口の率によって考えたりとか、先ほど、広告物、面積の10分の1とか、いろいろ基準を設けられておるんで、最大、例えば5㎡とか、3㎡と決めないとだめかと思うんですけど、間口ちっちゃいところで、結構でかいの出てくるとインパクトあるかなとか。

ですので、そういう基準がつけられるのかどうかというのが、公的指導の中でできるのかどうかというのもあるんですけど。そういう必要性や、あとセットバック長というんです

かね、奥行きの話も出てましたが、こういう奥行きというのが、それはインパクト、かなり変わってくると思いますし、それが公開空地なのか、ただの空地なのかによって、やっぱり一般利用がそこに図れるかというのも若干こう変わって、制度上は違うわけですよ。一般の人が入っていいところ。商業エリアの空地だったら、入ってしかるべきなんですけど、通常、業務の敷地の中に余り勝手に入るとするのは余りよろしくなくて、公開空地だったらガードマンさんいらっしゃるときもあるんですけど、一般的には入っていい話なんです。ちょっとそのあたり、何て言うんですかね、ちぐはぐした制度にならないような工夫も、やっぱりどこかで必要かと思います

もう一点だけ。この6ページの表の中に、協議基準（抽象的基準）のイメージと書かれてる箇所がありまして、ここに大きく三つに、本体の大きさ、形態、それから表示方法、コンテンツ。このそれぞれ1行目の黒ポチ、例えば周辺のまちなみや交通安全を阻害しない設置位置って書いてあるんですけど、これは周辺のまちなみや交通安全を阻害しないというのは、この三つの大きな黒丸の大前提にある内容で、設置位置だけの問題ではないように思います。

それと、その表示方法の中でも、景観を阻害しないと書いてある。これも共通の概念で、上に持っていったほうがいいん違うかなと。上というんですかね。この三つの共通するところですね。その下のコンテンツの1行目も、まちの魅力向上に資するデザイン。これはもう全部に共通する話なので、ちょっとこの辺の仕分けというんですかね、全てに言える項目と、少し色彩や中身について言える、設置位置だけに関係する項目と、ここ少し整理が必要かなというふうに感じております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○澤木委員長

はい、ありがとうございました。細かいところまで、御指摘いただきまして、ありがとうございます。

少し時間が迫ってきましたので、皆さんの意見を聞く時間を中心にしたいと思います。どうぞ。事務局の返答というよりも、御発言を優先しますのでお願いします。

○高崎委員

私もその基準、すごく大事だと思ってまして、この例えばまぶし過ぎない明るさとか、あと音の部分も書いてはいただいているんですけど、それが余りこうバンバン出ると、実際に本当に通行上に問題があったりとか、これは何か基準ってあるんですか。道路交通法上

とか。

○岩田委員

環境基準があります。何デシベルとか。それに最低限乗せないで。

○高崎委員

もしあるのであれば、そこを具体的にやっぴりこう。

○澤木委員長

実際に、こういう形で協議しながら運用されてるような地域といいますか、例えばグランフロント大阪ありますけども、あそこはTMOが一定の許可を得て、公道上も広告をデジタルでやったり、中のインスタのインストラクティブな部分のものもやっていますけど、特に外の部分とかには、これに関するような抽象的ですけどもう少し細かい規定を設けていて、それに従って実際のもを見て調整をするみたいな形でやっていて、なかなか数値だけでこう切るところは難しいところがあるようです。

○高崎委員

実際に誰かが運営をされてて、グランフロントの場合は、やっぱりそのソフトを見て、これいいわ、悪いわという判断をある一定のコンセプト、相応のコンセプトでやってらっしゃるけど、今のある程度基準をつけてということになると、やっぱりここをしっかりととかないと。

○澤木委員長

個別協議になると、これは行政がやることになりますから、行政がしっかりとそういった基準を一定持つ必要がありますよね。

○高崎委員

ありますよね。

○澤木委員長

それから、ここに書いてある、第三者組織の設置といったようなところで、全部ではないですけどもポイントだけ第三者専門家の人に見ていただくようなところで審査するとか、一定の指導をするみたいな、そういうところも。

○高崎委員

そうですね。正しくそのグランフロントのように、ソフトを判断する基準がもう商業施設として明確にあれば、全くいいと思うんですけど、そうじゃない場合は、やっぱりその辺を誰でもわかるようなもので、こう一定してやる必要があるのかなというふうに思いま

した。

○澤木委員長

そうですね。

はい、阿部委員どうぞ。

○阿部委員

中嶋委員もおっしゃっていた、最終的にどういう景観にしていくのかというビジョンが必要だということと関連するんですけど、個別の、この建物のこの広告だけ見たら、まあ、いいよねというふうに思えるけれども、連帯してしまうととんでもないものになってしまうという可能性もあると思うんですね。そうすると、その個別の協議というのは結構危険であって、個別の協議を始める前に、大体このエリアはこんな感じだというのがやっぱりイメージとしてあって、だからこういうものでというようなことを、ある程度まではやっぱり事前に決めておかないと。個々、一つ一つやっていくと、最終形がひどいものになってしまうという点については留意が必要だと思います。

だからやっぱり規則的なものがまず必要だということになるんだろうと思います。

○澤木委員長

中嶋委員、どうぞ。

○中嶋委員

そのために、モデル的にされるのであれば、もう少しエリアをこう細かく切ってもいいのかなというイメージがありますので、駅前はまだわかりやすいとしても、駅前の中でも幾つかゾーニングがもしかしたらできるかもしれないですし、沿道沿いにしても、今モデルで考えてらっしゃる土佐堀以北は全部一緒にいいのかとか、長堀通以南は全部一緒にいいのかという、そういうところで、もう少し街区ごとの特質みたいなものを踏まえた上で、まずこうどういう基準がそこにはふさわしいのかということ、つくった上で個別協議をしていくということが大事かなと思います。

特に、なぜかよくわからないけれども、これも理由があるんでしょうけど、まちなみに多様性があるところをモデルに選んでらっしゃいますよね。だから多様性があるところを選ぶってすごい難しいことだと思っていて、だからなぜ多様性があるところが選ばれたのか、ちょっと最初、御説明がなかったのなんで。だからそれができれば、多分、もっと広域に広げていくノウハウが蓄積できると思うんですが、本当に多様性のところに、また多様性をつけ加えただけで、にぎやかなところがさらに何かがちゃがちゃとにぎやか

になっただけになると、余りよろしくないのかなという印象を受けました。

○澤木委員長

事務局、特にいいですか、多様性については。モデル地区のエリアごと細かくというお話は、例えば、御堂筋でも土佐堀以北は東側と西側でも大分違いますよね。それぞれの街区が持つ特性が違うので、そういったあたりでやっていけないといけなというのがありますし、ターミナルもこういった大きなビジョンですと、それを見ていただける人が滞留できるような空間の正面みたいなところが重視されると思いますので、ある程度設置して有効な場所というの、中でゾーンが決まってくると思うんですよね。

あるいは、人が滞留して、その画面を見て、通行の妨げにならないような場所とか、いろんな条件が出てくると思いますので、その辺、具体的にもう少し考えていくといいなと思いますけど。多様性大を選んでしまっているのは、いろんなニーズが出てきて、このデジタルサイネージのニーズも高そうな場所というにぎやかさが余計にぎやかになるといった方向で選んでるような部分もあるのかなと思うんですけれども。多様性に、先ほどの下村先生のお話でいえば、もっとよくなるという方向、まちなみの向上に向けての多様性というのを定義できるかというあたりになるとは思います。

○事務局

基本的には、一つのいわゆる商業集積がある程度図られてるということ、まず前提には置いてるんです。このまちなみの多様性というのが、今まで街路景観としてある程度統一感があるものと言ってきたところに対して、いろいろ建物の大きさ、その間口的なこととも含めて、現状、少しそこが多様になってるところという尺度です。

ただ、そのときに何でもいいというよりも、その周辺、いまのまちなみを基本にしながら、最低限はそこでは受け入れられるような余地があって、そこに対して、ある程度、そこが入ることが阻害要因になるというよりも、ある程度そこと折り合いをつけながら、かつある程度そのまちなみがいいようになるようなものを、誘導していきたいというのが基本的な考え方です。

ただ、最初に中嶋先生におっしゃっていただいたように、このメリットのところでも、そのランドマークとか都市のアイデンティティみたいな、もう少し何のためにというところが、もうちょっと際立たせる必要はあるのかなとは思ってるんです。

今ここで入れたのは、そういう現状のまちなみ、あるいは土地利用を基本に、ある程度商業集積があって、にぎわいが出て、まちなみに多様性があるところをベースにそこと

折り合いをつけて、少しそこにプラスになるようなものを誘導していきたいということです。ただ、ここの基準も、場所によっても、先ほどの音の話も、いろいろ法令で最低限決められてるものもありますけど、そこの輝度とか音量にしても、そこの周辺にもよって、若干変わってくる場所もあるかなと思ってるので、その辺は少し個別的に審査していくというような仕組みを、今提案をさせていただいたという形になってます。

ただ、少しゾーンの中でも、もう少しきめ細やかに見ないといけない点もあるのかもしれないんですけど、その辺、今後少し精査をしたいなというふうに思っています。

○中嶋委員

ある程度、そのまちづくりの組織がしっかりしてる場所とか、そういうところから始められるのがよいのかなという気はしておりますけども。それも多分、市の方は念頭に置いてらっしゃるとは思いますけども。

○澤木委員長

ありがとうございます。その多様性の話は、統一性を目指して誘導してきたけど、多様になってる場所に、デジタルサイネージを通じて、その多様性の悪さを出不さない方向、まあ、統一まではいかないけど、一定の秩序とか、デザイン性のいいものに多様な中でこう変えていくといったような位置づけでいいんでしょうかね。多様さを余計多様にするという方向よりは、多様と統一が対立とすれば、少しこう統一の方向にうまくデザイン誘導、多様性が持っているそのにぎやかさの演出とかそういうものを生かしながら、景観としての乱れをこういいほうに誘導していくツールとして使えるといったような、そういう認識でいいでしょう。

前回のところで、同じ広告がべたべた一箇所何枚も張ってある店のものがありましたけど、ああいった形よりは、こうデジタルサイネージによって集約していただけたらいいといった、そういったイメージを持っとけばいいんでしょうかね。

○事務局

過密の関係でいくと、そういうメリットのところにもちょっと書いたんですけど、集約化ということもありますし、そういうサイネージのよさを引き出しつつ、ただサイネージが出たからといって、それぞれが自己主張ばかりすると、また多様性が余計多様になるので、デザイン性みたいなものを尺度に置いて、周辺全体がよくなるような形のものに、幾つか出てくるにしても、そこは一つのよさとしてのデザイン性ということの一つの統一感みたいなものは、サイネージについては周辺と折り合いはつけていきたいというふうに

は考えています。

○澤木委員長

はい、わかりました。実際こう、物理的な配置とか大きさとか、そういったものも、先ほど阿部先生がおっしゃったような個別協議だけだとだめで、地域全体で、そのエリアのイメージを持ちながらこういうところに設置してほしいみたいな誘導、ガイドラインみたいなもの要ると思いますし、そこで映像で上映されるコンテンツについても、ばらばらなだけではなくて統一性のあるものとか、そういうことも運用ではできますよね。その事業所さんたちが協働してやっていただければ、渋谷のビルボードも何かばらばらの建物にあるけど一斉に流すようなこともできるというような、いろんなソフトとか、ハードの仕組みが要ると思いますけども、そういったことも視野に入れて、運用面も含めて景観向上につながる形で検討していくべきだという御意見をいただいたのかなと思いますけれども。

○澤木委員長

そのほかに御意見がおありの方がおられましたら、あと二、三。はい、どうぞお願いします。

○福田委員

6ページのあたりで、具体的にこう、5ページに書かれてた社会実験的誘導、僕はちょっとこの言葉は、どちらかというところと妥当性検証かなと思ったんですが、やっぱりこの協議基準のところをもう少しきちっと具体的にしていっていかうか、こう出されたもので判断するわけですが、どういふものを出してほしいかということもきちっとこちらから投げかけをしとかないといけないかなと思う。まあ、環境アセスなんかでも、最近はどうもS E Aの世界になってきてて、要は早い段階で具体的にこういうものを出してきてくださいと。それに対して、要は質の高い協議をしましょうというふうになってきてますので、例えば、先ほどもあった音量なんかも、その対象物、提案する内容のデシベル値もあるし、それから環境騒音も含めたデシベル値みたいなものがあるわけですよね。輝度なんかも、これ輝度に関する規制基準って、なかなか難しいところですけども、最近では特にL E Dなので指向性が強いので、斜めから見るとはなくて、正面から見たときというのが一番、かなりマキシマムになりますので、そういった基準をきちっとつくっていく、ある程度こう出していく、資料も出してほしいというふうにお願いをしていく必要があるかなというふうに思います。以上です。

○澤木委員長



そのほかの委員の方、いかがですか。よろしいでしょうか。

ちょっと私、まとめというより私がもう一点気になってるのは、先ほどの多様性にもちよっとこだわったのは、このモデル地区というのを仮に設定していく場合を考えると、その選定の根拠というのがやっぱり、ちゃんと説明できないといけないので、その場合に、多様性大だからといってもなかなか一般市民にわかりにくいところがあると思いますから、そこを詰めてほしいということなんですけれども。どちらかという、魅力創出的に理屈づけをして、モデル地区を選ぶ場合もありますし、一方では課題解決型というか、課題がいっぱい出てきそうところを懸念して予防的に誘導していくという部分もあると思いますので、多様性という言葉はきれいですけれども、逆に言えば乱雑性も含んでるかもしれないので、そういったその課題解決的な側面もあるよというところも、この地区選定にはあるのかなという気はしていますし、そういうところも書いていただきたらと思いますが。

あと、このモデル地区というものをもしやっていくとした流れで、一定期間で検証していくということになってるんですけど、恐らく設備投資をしていただく事業者さんというようなことを考えていくと、モデル地区に踏み込むというのは、もう後戻りが余りしにくいんじゃないかと。一定期間、例えば3年とか5年間を通じて検証して、だめだったらサイネージは禁止しますよ、それに合意を得た上で参加してくださいみたいなことで最初からやれば後戻りができるんですけど、そうでないと一旦設置されたものを、撤去いただくというのはなかなか難しいので、その辺ちょっと阿部先生は法的には詳しいと思いますけど。

いろいろこうやっぱり将来どう運用していくのかというのも視野に入れて、最初に条件設定して、事業者さんとかに声かけをしていかないと、大変になるのかなという懸念もありますので、その辺の検討もよろしく願いできればと思います。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたけれども、きょういろいろ貴重な御意見をいただきましたので、さらにこうしていけば課題、それから利点が整理できるという、岩田先生がおっしゃっていただいた、デジタルサイネージのすぐれた特徴とか、あるいはそれを設置する場合の大阪市のそれぞれの地域、あるいは建物の、低層、中層、高層といった位置、それによってこうメリット、デメリットといったものを整理していくと、対象がはっきりしますし、それから実際にこうモデル地区といった形で、仮に運用するとしても、こういうあたりをしっかりと協議しておかないといけないのではないかとという面ですね。福田先生がおっしゃっていただいた個々の項目の具体的な、定量的な基準も含め、あるいは中嶋

先生がおっしゃっていただいた地域の組織で協議できるようなところから考えたかどうかという、実際の運用を含めた想定の中での御意見、いろいろ貴重な御意見をいただきましたので、その辺を踏まえながら、次回少し、取りまとめの案をつくっていく作業、そういう作業に移っていきたいと思います。

以上で本日予定しておりました議事、一応終了いたしましたので、事務局のほうに進行をお返しします。

○事務局

委員長どうもありがとうございました。

委員の皆様方には、本日、長時間、熱心な御議論を、また貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日、第38回大阪市都市景観委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

---

大阪市都市景観委員会委員

---

大阪市都市景観委員会委員

---